

平成24年9月定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 に 関 す る 説 明 書
(平成24年度9月補正予算等関係)

生 活 環 境 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成24年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総 括 表) 環境立県推進課 砂丘事務所 くらしの安心推進課	1 2 4 5
	2 歳入歳出事項別明細書		6
	3 節の明細		11
	4 債務負担行為に関する調書	砂丘事務所	12

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第4号	とっとりの豊かで良質な地下水の持続的な利用に関する条例の設定について	水・大気環境課	13
議案第10号	鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正について	水・大気環境課	20
議案第11号	鳥取県都市公園条例の一部改正について	公園自然課	27
議案第12号	鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部改正について	くらしの安心推進課	34
議案第13号	鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について	くらしの安心推進課	40
議案第14号	鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正について	住宅政策課	43
議案第16号	鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について	住宅政策課	46
議案第23号	債務の免除(財団法人鳥取県環境管理事業センター運営資金貸付金等償還額の減額)について	循環型社会推進課	48

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成24年7月30日専決)	住宅政策課	49
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年8月14日専決)	衛生環境研究所	50

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,610,684	127,000	2,737,684				127,000	
砂丘事務所	38,215		38,215					
くらしの安心推進課	141,139	788	141,927				788	
合計	7,004,555	127,788	7,132,343	0	0	0	127,788	
(一般会計)								
環境立県推進課	住宅用太陽光発電等導入促進事業に係る補正 他							
砂丘事務所	【債務負担行為】鳥取砂丘新発見伝事業に係る補正							
くらしの安心推進課	(新)チャイルドシート使用促進事業に係る補正							

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7879)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
エネルギーシフト加速化事業	157,317	80,000	237,317				80,000	
トータルコスト	170,191	80,000	250,191	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.6人	0.0人	1.6人	実施設計、補助金交付				
工程表の政策目標(指標)	本年度末における再生可能エネルギー設備の導入量を684,908kW、電力自給率を26.1%とする。一般家庭等で使用する電気の自給率を68.8%とする。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
地域に賦存する再生可能エネルギーの利用を促進し、地域のエネルギー自給率の向上、地球温暖化防止を図る。								
2 主な事業内容								
非住宅用太陽光発電システム導入支援 (当初予算額33,500千円)								
非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金の交付申請を募集したところ、当初予算額を超える申請 (90,020千円) があった。								
事業者の積極的なエネルギーシフトへの投資を加速化させるために、現在予算額を超えている申請分の交付決定に要する経費 (57,000千円) 及び追加募集に要する経費 (23,000千円) について補正を行う。								
【参考: 非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金の概要】								
中小企業・社会福祉法人等の事業者が、太陽光発電システムを導入して、その電気を一部又は全て自家消費する場合にシステム導入に要する経費の一部を助成する。								
ア 補助率 1/2以内								
イ 対象設備 出力4kW以上								
ウ 限度額 @37万円/kW、500万円以内								
エ その他 国庫補助金等が利用可能な場合は当該補助金等の活用を優先すること。								
3 これまでの取組状況、改善点								
中小企業が非住宅用太陽光発電システムを導入する際の補助については、平成21年度から平成23年度まで商工労働部が実施した。平成24年度からは補助対象者を拡大、補助対象設備の出力規模の引き下げを行って、生活環境部が所管している。								
<補助実績>								
平成21年度 2件 補助金額: 7,998千円								
平成22年度 8件 補助金額: 29,696千円								
平成23年度 4件 補助金額: 16,815千円								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7879）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅用太陽光発電等導入促進事業	126,070	47,000	173,070				47,000	
トータルコスト	127,679	47,000	174,679	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.2人	0人	0.2人	補助金事務、周知説明				
工程表の政策目標（指標）	本年度末における再生可能エネルギー設備の導入量を684,908kW、電力自給率を26.1%とする。一般家庭等で使用する電気の自給率を68.8%とする。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

再生可能エネルギーへのエネルギーシフトを推進するとともに、家庭部門からCO2排出量の削減を図るため、住宅に太陽光発電システムを導入する者に対して市町村と連携して支援を行う。

2 主な事業内容

14市町村において補助金の増額が見込まれており、県としても、再生可能エネルギーを核としたエネルギーシフトを進めていることから、増額補正に対応する。

区分	補助金額(千円)	導入見込件数	導入見込量(kW)
当初予算	126,000	1,025	4,428
9月補正	47,000	597	2,575
合計	173,000	1,622	7,003

※導入見込量は平成23年度の1件あたりの平均導入量（約4.32kW）を基にしている。

3 これまでの取組状況、改善点

- 住宅用太陽光発電については、平成21年度6月補正予算において、新しい補助制度（市町村への補助率3分の2）を創設し、平成21年度は飛躍的に導入量が増えた（平成20年度の約3倍、2,449kW）。
- 平成22年度から、国のグリーンニューディール基金を財源としたが、その要件として省エネ設備等の複合的な導入が必要であったため、補助要件に省エネ設備等の複合的な導入を追加。
- 平成23年度は、平成22年度の導入量を更に上回る4,615kWであった。
- 平成24年度は、グリーンニューディール基金終了により基金を財源とすることができなくなったため、補助率を2分の1にするとともに、省エネ設備等の複合的な導入の要件を外した。

○平成23年度末までの住宅用太陽光発電累積導入量：18,796kW

（1件あたりの平均導入量を約4.32kWとすると4,350戸分相当）

平成24年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

砂丘事務所 (0857-22-0583)

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘新発見伝事業	15,271	0	0				債務負担行為 15,000	
鳥取砂丘新発見伝事業		債務負担行為 15,000	債務負担行為 15,000					
トータルコスト	27,340	0	27,340	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	-				
工程表の政策目標 (指標)	砂丘の多角的な魅力の発掘・情報発信を行う。 新発見伝事業による年間を通じたイベントの実施：11事業 HPアクセス数：30,000件 (平成24年度)							
事業内容の説明 1 事業の目的・概要 地域の活性化に寄与することを目的として、鳥取砂丘の新しいイメージを創造し、広く全国に向けた情報発信を行うため、鳥取砂丘再生会議 (利活用部会) が、鳥取砂丘の新たな魅力を発見する各種イベントを民間から公募し、各イベント主催者に補助金を交付する「鳥取砂丘新発見伝事業」に対して鳥取市と連携して助成する。 この事業を平成25年度当初から計画的かつ効率的に実施するため、債務負担行為を設定するものである。								
2 主な事業内容 (1) 鳥取砂丘新発見伝イベントについて 平成25年度分は、平成24年11月から公募を行い、平成25年2月までに実施イベントを決定する予定。								
(2) 平成25年度事業費 30,000千円 (内訳) 鳥取県 15,000千円 鳥取市 15,000千円								
(3) スケジュール 平成24年11月～平成25年1月 イベント公募期間 平成25年1月～平成25年2月 応募イベントの審査、開催イベント決定 平成25年2月～平成25年4月 各イベントの準備、広報開始 平成25年4月以降 各イベントの実施								

平成24年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

くらしの安心推進課 (内線: 7593)

3目 交通対策費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) チャイルドシート使用促進事業	0	788	788				788	
トータルコスト	0	2,397	2,397	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0人	0.2人	0.2人	講習会開催、普及啓発				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

チャイルドシートは交通事故発生時に子どもの生命を守る大変有効なものであるが、本年4月の全国調査では、県内のチャイルドシート使用率は31.5% (全国平均: 58.8%) と全国で最下位となっている。

このため、6歳未満児の多くが通う幼稚園・保育所の保護者等に、チャイルドシートの未使用・不適切使用による危険性を周知啓発し、チャイルドシートの使用促進を図る。

2 主な事業内容

(1) 幼稚園・保育所での講習会の開催 (210千円)

県内でチャイルドシートの使用が必要な6歳未満児の約7割は幼稚園・保育園に入所していることから、市町村等関係機関と連携して保護者を対象とした使用啓発のための講習会を開催する。

○開催回数: 15回程度

○講習内容: チャイルドシート使用の必要性の講義、正しい着用方法の実習、シュミレーターによる衝突実験等

○関係機関: 市町村、交通安全母の会連合会、警察、JAF (日本自動車連盟) 等

(2) ポスター・リーフレットの作成 (578千円)

チャイルドシートの使用啓発のためのポスター・リーフレットを作成し、保護者がよく利用する施設へ掲示・配布を行う。

○配布先: 県内の幼稚園・保育園、小児科・産婦人科のある病院・医院、市町村等

○内容: チャイルドシートの必要性、正しい着用方法、チャイルドシートの貸し出しを行っている機関の紹介等

3 これまでの取組状況、改善点

平成23年度には、県内の子育て支援団体に、チャイルドシートのリユース仲介事業及び講習会開催等を委託実施するとともに、啓発用チラシを作成し、市町村等の関係機関へ配布した。

また、今年度は交通安全県民運動における重点の一つに位置付け、各季の交通安全運動や幼稚園等で行う交通安全教室においてチャイルドシートの適切な使用を呼びかけるなど、関係機関と連携して着用促進の啓発を行っている。

平成24年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	2款 総務費								
				うち生活環境部					
							2項 企画費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	497,760		497,760	7,460		7,460	7,460		7,460
2 給料	2,953,450		2,953,450	14,888		14,888	14,888		14,888
3 職員手当等	4,857,694		4,857,694	7,492		7,492	7,492		7,492
4 共済費	1,188,476		1,188,476	6,554		6,554	6,554		6,554
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	33,575		33,575						
7 賃金	32,007		32,007	135		135	135		135
8 報償費	194,033	1,714	195,747	1,783	150	1,933	1,783	150	1,933
9 旅費	232,539	1,777	234,316	2,425	60	2,485	2,425	60	2,485
費用弁償	18,572		18,572	446		446	446		446
普通旅費	161,565	699	162,264	934		934	934		934
特別旅費	52,402	1,078	53,480	1,045	60	1,105	1,045	60	1,105
10 交際費	4,650		4,650						
11 需用費	490,724	4,712	495,436	3,315		3,315	3,315		3,315
12 役務費	520,769		520,769	2,246		2,246	2,246		2,246
13 委託料	3,358,645	58,530	3,417,175	13,035	578	13,613	13,035	578	13,613
14 使用料及び賃借料	581,447	809	582,256	2,483		2,483	2,483		2,483
15 工事請負費	969,614		969,614						
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	109,762	3,954	113,716	30		30	30		30
19 負担金、補助及び交付金	7,197,947	8,678	7,206,625	15,959		15,959	15,959		15,959
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23 償還金、利子及び割引料	193,000		193,000						
24 投資及び出資金									
25 積立金	1,511,972		1,511,972						
26 寄附金									
27 公課費	375		375						
28 繰出金									
予備費									
計	24,930,939	80,174	25,011,113	77,805	788	78,593	77,805	788	78,593
財源									
国庫支出金	1,380,487	62,075	1,442,562	297		297	297		297
地方債	433,000		433,000						
内 その他	2,585,287	5,000	2,590,287	714		714	714		714
訳 一般財源	20,532,165	13,099	20,545,264	76,794	788	77,582	76,794	788	77,582

平成24年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	2項 企画費			
	3目 交通対策費			
1	報酬	4,242		4,242
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	654		654
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金			
8	報償費		150	150
9	旅費	264	60	324
	費用弁償	151		151
	普通旅費	113		113
	特別旅費		60	60
10	交際費			
11	需用費	1,300		1,300
12	役務費	556		556
13	委託料	100	578	678
14	使用料及び賃借料	388		388
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	30		30
19	負担金、補助及び交付金	5,521		5,521
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	13,055	788	13,843
財	国庫支出金			
源	地方債			
内	その他	24		24
訳	一般財源	13,031	788	13,819

平成24年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費									
				うち生活環境部						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 環境衛生費			
							補正前	補正額	補正後	
1	報酬	141,154		141,154	65,812		65,812	47,087		47,087
2	給料	1,414,744		1,414,744	707,564		707,564	294,422		294,422
3	職員手当等	779,753		779,753	366,181		366,181	156,246		156,246
4	共済費	559,792		559,792	281,354		281,354	121,396		121,396
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	貸金	7,128		7,128						
8	報償費	64,730	1,302	66,032	8,101		8,101	7,593		7,593
9	旅費	74,550	1,079	75,629	24,071		24,071	18,093		18,093
	費用弁償	3,541		3,541	1,104		1,104	890		890
	普通旅費	44,266		44,266	18,181		18,181	12,892		12,892
	特別旅費	26,743	1,079	27,822	4,786		4,786	4,311		4,311
10	交際費									
11	需用費	220,484		220,484	112,141		112,141	66,890		66,890
12	役務費	73,399		73,399	28,913		28,913	23,957		23,957
13	委託料	869,843		869,843	464,798		464,798	401,672		401,672
14	使用料及び賃借料	74,456		74,456	33,952		33,952	26,963		26,963
15	工事請負費	43,192		43,192	30,131		30,131	30,131		30,131
16	原材料費									
17	公有財産購入費	210		210	210		210	210		210
18	備品購入費	106,098		106,098	77,236		77,236	51,493		51,493
19	負担金、補助及び交付金	6,891,067	135,752	7,026,819	542,175	127,000	669,175	542,051	127,000	669,051
20	扶助費	1,330,878		1,330,878						
21	貸付金	972,997		972,997						
22	補償、補填及び賠償金	350		350	350		350	350		350
23	償還金、利子及び引当料		4,170	4,170						
24	投資及び出資金									
25	積立金	209,564		209,564	198,055		198,055	198,055		198,055
26	寄附金	30,500		30,500						
27	公課費	30		30						
28	繰出金									
	予備費									
	計	13,864,919	142,303	14,007,222	2,941,044	127,000	3,068,044	1,986,609	127,000	2,113,609
財	国庫支出金	1,512,397	5,964	1,518,361	362,639		362,639	362,639		362,639
源	地方債	12,000		12,000						
内	その他	3,898,541	5,170	3,903,711	131,100		131,100	128,187		128,187
訳	一般財源	8,441,981	131,169	8,573,150	2,447,305	127,000	2,574,305	1,495,783	127,000	1,622,783

平成24年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	2項 環境衛生費			
	4目 環境保全費			
1	報酬	40,804		40,804
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	5,864		5,864
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金			
8	報償費	6,063		6,063
9	旅費	13,890		13,890
	費用弁償	800		800
	普通旅費	9,447		9,447
	特別旅費	3,643		3,643
10	交際費			
11	需用費	40,132		40,132
12	役務費	19,965		19,965
13	委託料	381,389		381,389
14	使用料及び賃借料	23,597		23,597
15	工事請負費	30,131		30,131
16	原材料費			
17	公有財産購入費	210		210
18	備品購入費	48,532		48,532
19	負担金、補助及び交付金	520,816	127,000	647,816
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金	350		350
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	198,055		198,055
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,329,798	127,000	1,456,798
財	国庫支出金	351,718		351,718
源	地方債			
内	その他	24,344		24,344
訳	一般財源	953,736	127,000	1,080,736

平成24年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	121,540		121,540
2	給料	1,030,994		1,030,994
3	職員手当等	525,391		525,391
4	共済費	407,599		407,599
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金	135		135
8	報償費	15,689	150	15,839
9	旅費	38,694	60	38,754
	費用弁償	2,557		2,557
	普通旅費	28,958		28,958
	特別旅費	7,179	60	7,239
10	交際費			
11	需用費	191,720		191,720
12	役務費	59,747		59,747
13	委託料	1,394,574	578	1,395,152
14	使用料及び賃借料	65,147		65,147
15	工事請負費	1,010,978		1,010,978
16	原材料費	320		320
17	公有財産購入費	210		210
18	備品購入費	93,238		93,238
19	負担金、補助及び交付金	1,641,119	127,000	1,768,119
20	扶助費			
21	貸付金	23,934		23,934
22	補償、補填及び賠償金	21,253		21,253
23	償還金、利子及び割引料	29,725		29,725
24	投資及び出資金			
25	積立金	328,489		328,489
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金	4,059		4,059
	予備費			
	計	7,004,555	127,788	7,132,343
財 源 内 訳	国庫支出金	1,120,498		1,120,498
	地方債	390,000		390,000
	その他	1,000,078		1,000,078
	一般財源	4,493,979	127,788	4,621,767

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
4款 衛生費		
2項 環境衛生費		
4目 環境保全費		
	負担金、補助 及び交付金	
	・非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金	80,000
	・住宅用太陽光発電等導入推進補助金	47,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成24年度 鳥取砂丘新発見伝事業費 負担金	15,000			平成25年度	15,000				

条例名等	どっとりの豊かで良質な地下水の持続的な利用に関する条例の設定について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取県の豊かな自然環境に育まれた貴重な資源である地下水を持続的に利用していくため、地下水の採取量の把握、新たな地下水の採取による影響の調査の実施、地下水の持続的な利用に支障が生じる恐れがある場合の規制等を行うよう新たな条例を制定するもの。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 総則(目的) 地下水が豊かな自然環境により長期間かけて育まれる貴重な資源であり、県民生活にとって欠くことができない水道及び農業、工業その他の産業に利用されていることに鑑み、地下水の採取に関し必要な規制等を行うことにより、地下水を将来にわたって持続的に利用できる環境を保全し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。</p> <p>(2) 影響調査 ア 届け出が必要な事業者 揚水機の吐出口の断面積が1.4㎡を超える揚水設備により地下水を採取しようとする者等 イ 影響調査計画書等の届出 事業者は、①井戸を掘削、②地下水の採取量を増加しようとする60日前までに知事に届出する。(井戸の位置及び採取を予定する地下水の量、影響調査・期間・範囲等)</p> <p>(3) 採取の届出 事業者は、揚水設備により地下水を採取しようとするとき等は、知事に届出する。(吐出口の断面積その他揚水設備、水量測定器、影響調査の結果等)</p> <p>(4) 採取量の監視(水量測定器の設置及び採取量の報告) 事業者は、揚水設備ごとに水量測定器を設置して、地下水の採取量を測定しなければならない。 事業者は、採取量等を帳簿に記載し、毎年知事に報告しなければならない。</p> <p>(5) 制限地域 知事は、地下水採取によって枯渇、濁水化等が生じるおそれのある場合等、区域を定め、地下水採取に係る制限地域を指定することができる。 知事は、制限地域毎に地下水の採取量の制限等をする採取基準を定める。この場合、水道事業者に配慮する。</p> <p>(6) 事業者等の協力 ア 「持続可能な地下水利用協議会(以下「協議会」という)」の設置 事業者は、地下水の水位、水質等の調査及びかん養を図る事業を実施し、並びに採取の適正化及び合理化を推進するために相互の連携及び協調を図ることを目的として協議会を設置する。 イ 協議会の事業等 協議会は、水位及び水質の調査並びにこれらの結果の公表、かん養を図るための森林整備活動の促進、会員間の情報交換及び調整その他協議会が必要と認める事業を実施する。 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会の規約で定める。</p> <p>(7) 雑則</p>

水道事業者等には、(2)の影響調査、(3)の採取の届出、(4)の採取量の監視は、適用しない。

智頭町、大山町、日南町、日野町及び江府町の区域において行う地下水の採取には、(2)の影響調査、(3)の採取の届出、(4)の採取量の監視、(5)の制限地域は、適用しない。

(8) 罰則

ア 30万円以下の罰金

(ア) 採取計画の届出をしないで地下水を採取した者。

(イ) 変更命令に違反した者。

(ウ) 変更命令、60日間の採取制限及び採取基準の遵守に違反した場合の地下水採取の停止等の措置命令に違反した者。

イ 10万円以下の罰金

(ア) 影響調査計画、採取計画の届出における虚偽の届出をした者。

(イ) 水量測定器を設置せず、帳簿の整備を行わない場合の採取量報告等の措置命令に違反した者。

(ウ) 採取基準に合わせた採取計画の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者。

(9) 施行期日等

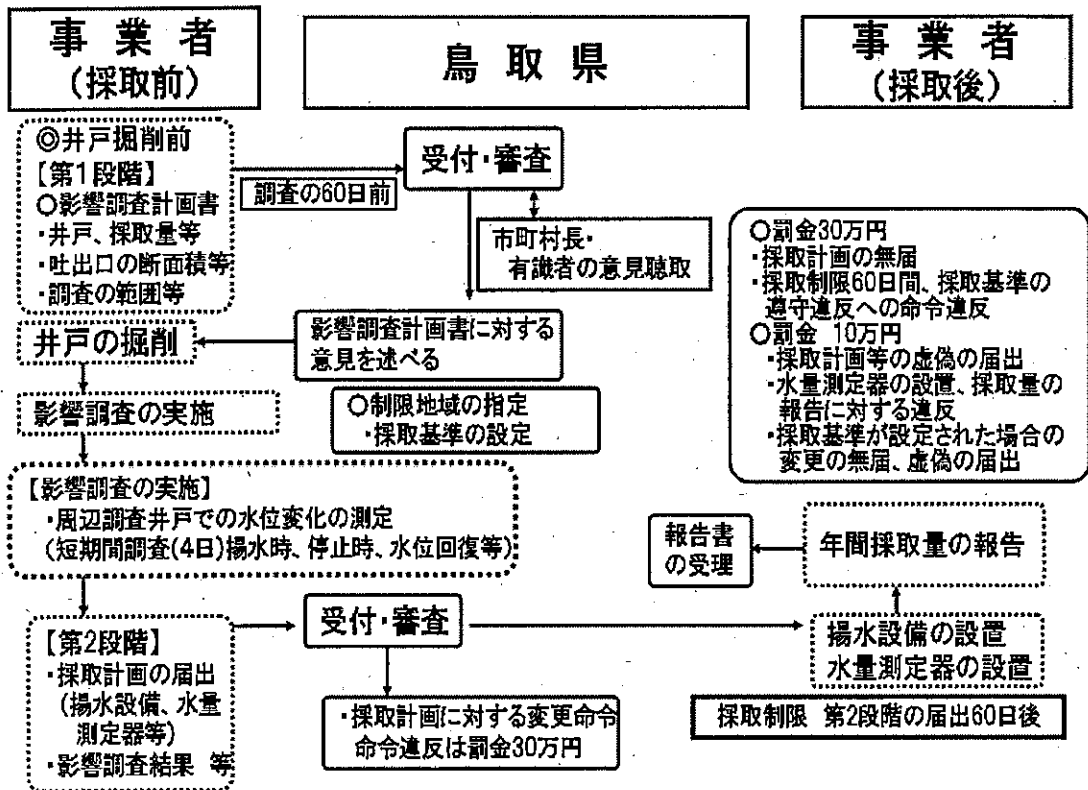
ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 知事は、平成30年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<参 考>

届出の流れ (影響調査・採取計画等)



とっとりの豊かで良質な地下水の持続的な利用に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 影響調査（第6条－第8条）
- 第3章 採取の届出（第9条－第14条）
- 第4章 採取量の監視（第15条－第17条）
- 第5章 制限地域（第18条－第21条）
- 第6章 事業者等の相互協力（第22条－第26条）
- 第7章 雑則（第27条－第29条）
- 第8章 罰則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地下水が豊かな自然環境により長期間かけて育まれる貴重な資源であり、県民生活にとって欠くことのできない水道及び農業、工業その他の産業に利用されていることに鑑み、地下水の採取に関し必要な規制等を行うことにより、地下水を将来にわたって持続的に利用できる環境を保全し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 自然の循環系の中にある水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を除く。）のうち地中に存在するものをいう。
- (2) 揚水設備 動力を用いて地下水を採取するための設備（災害の発生その他の緊急事態に限り利用されるものを除く。）で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計をいう。以下同じ。）が14平方センチメートルを超えるものをいう。
- (3) 井戸 揚水設備を用いて地下水を採取するための施設（河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。）をいう。
- (4) 事業者 井戸により採取する地下水を事業に利用する者をいう。
- (5) 制限地域 地下水の採取によって地下水の枯渇、濁水化、塩水化、地盤沈下その他の生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域として第18条第1項の規定により知事が指定する地域をいう。

（県の責務）

第3条 県は、市町村と連携し、及び協力して、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 水源の涵養その他の地下水の水質及び水量の保全に資する事業を推進すること。
- (2) 事業者及び県民に地下水の利用状況、水位の変動その他の情報を提供すること。
- (3) 地下水が地域共通の貴重な資源として持続的に利用されなければならないとの意識の高揚を図ること。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、地下水の採取に当たっては、地下水の枯渇、濁水化、塩水化、地盤沈下その他の生活環境に係る被害が生じないように努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する水源の涵養その他の地下水の持続的な利用に関する施策について、積極的に協力するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、自ら主体的に地下水の水質及び水量の保全に資する活動を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する水源の涵養その他の地下水の持続的な利用に関する施策について、積極的に協力するものとする。

第2章 影響調査

(影響調査の実施)

第6条 井戸を掘削し、又は揚水設備を設置して地下水を採取しようとする者は、地下水の採取が周辺の地下水の水位に及ぼす影響に関する調査（以下「影響調査」という。）を実施しなければならない。井戸から採取する地下水の量を増加しようとする者も、同様とする。

(影響調査計画書の届出)

第7条 前条の規定による影響調査を実施しようとする者は、影響調査を実施する日の60日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した影響調査計画書を知事に届け出なければならない。

- (1) 井戸の位置及び1年間に採取を予定する地下水の量
- (2) 影響調査のために採取する地下水の量及び採取の期間
- (3) 影響調査を実施する範囲
- (4) その他規則で定める事項

(影響調査についての知事の意見)

第8条 知事は、前条の規定による影響調査計画書の届出があったときは、影響調査を実施する範囲及び方法について、地下水を持続的に利用できる環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を述べるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、影響調査を実施する範囲を管轄する市町村の長の意見を聴くものとする。

第3章 採取の届出

(採取計画の届出)

第9条 井戸により地下水を採取しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した採取計画を知事に届け出なければならない。井戸から採取する地下水の量を増加しようとする者も、同様とする。

- (1) 井戸の位置及び1年間に採取を予定する地下水の量
- (2) 揚水機の吐出口の断面積その他揚水設備に関する事項
- (3) 水量測定器又は採取する地下水の量を測定する方法に関する事項
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の採取計画には、第7条の規定により届け出た影響調査計画書及び前条第1項の規定による知事の意見に基づき実施した影響調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

(工事完了の届出)

第10条 前条第1項の規定による届出を行った者（以下「届出事業者」という。）のうち揚水設備の工事を行うものは、当該工事が完了したときは、その完了の日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(変更命令)

第11条 知事は、第9条第1項の規定により届け出られた採取計画に基づく地下水の採取が地下水の水位の低下等により地下水の持続的な利用に支障を生じさせると認めるときは、その届出の日から60日以内に限り、届出事業者に対し当該採取計画を変更するよう命ずることができる。

2 知事は、第9条第1項の規定による届出があったときは、前項の規定による命令に関し、地下水の水位の変化等が生ずると認められる地域を管轄する市町村の長の意見を聴くものとする。

(採取の制限)

第12条 届出事業者は、第9条第1項の規定による届出の日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る地下水の採取を開始してはならない。ただし、前条第1項の規定による命令を行わない旨の知事からの通知を受けたときは、この限りでない。

2 届出事業者は、採取計画（前条第1項の規定による命令を受け、又は次条若しくは第20条第2項の規定による届出を行った場合にあっては、変更後の採取計画。以下同じ。）に従って地下水の採取をしなければならない。

い。

(氏名の変更等の届出)

第13条 届出事業者は、氏名又は名称に変更があったとき及び採取する地下水の量を縮小し、採取を休止し、又は採取を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(承継)

第14条 届出事業者から第9条第1項の規定による届出に係る揚水設備を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水設備に係る当該届出事業者の地位を承継する。

2 届出事業者について相続、合併又は分割(揚水設備を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水設備を承継した法人は、当該届出事業者の地位を承継する。

3 前2項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第4章 採取量の監視

(水量測定器の設置及び採取量の報告)

第15条 届出事業者は、規則で定めるところにより、揚水設備ごとに水量測定器を設置して当該揚水設備により採取した地下水の量(以下「採取量」という。)を測定しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、水量測定器を設置しないで採取量を把握することについて知事の承認を受けた届出事業者は、知事が別に定める方法により採取量を測定することができる。

3 届出事業者は、揚水設備ごとに採取量その他規則で定める事項を帳簿に記載し、その帳簿を5年間保存するとともに、規則で定めるところにより、採取量を毎年知事に報告しなければならない。

(立入調査)

第16条 知事は、この条例を施行するために必要があると認められる限度において、その職員に届出事業者の事業所並びに井戸及び揚水設備を設置している土地(以下「事業所等」という。)に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させることができる。この場合において、知事は、あらかじめその旨を届出事業者に通知しなければならない。

2 前項の規定により事業所等に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第17条 知事は、届出事業者が第11条第1項の規定による命令又は第12条若しくは第20条第1項の規定に違反した場合において、地下水の持続的な利用に支障が生ずると認めるときは、当該届出事業者に対し、地下水の採取の停止その他の必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 知事は、届出事業者が第15条第1項の規定に違反して水量測定器を設置せず、又は同条第3項の規定に違反して帳簿の記載及び保存を行わず、若しくは採取量の報告を行わないときは、当該届出事業者に対し、水量測定器の設置その他の必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第5章 制限地域

(制限地域の指定)

第18条 知事は、区域を定めて、制限地域を指定することができる。

2 知事は、制限地域を指定しようとするときは、あらかじめ、鳥取県環境審議会及び制限地域となる地域を管轄する市町村の長の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 知事は、制限地域を指定するときは、その旨、その区域及び指定年月日を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(採取基準の設定)

第19条 知事は、制限地域ごとに地下水の採取の基準（以下「採取基準」という。）を定めるものとする。この場合において、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対する採取基準については、水道が県民生活に欠くことができないものであることに配慮するものとする。

2 採取基準は、揚水設備の吐出口の断面積に応じた採取量その他規則で定める事項について定めるものとする。

3 採取基準の設定並びにその変更及び廃止については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（採取基準の遵守）

第20条 制限地域において井戸により地下水を採取する者は、採取基準を遵守しなければならない。

2 制限地域の指定がなされた際に当該制限地域内で地下水を採取している届出事業者は、採取計画に基づく地下水の採取が採取基準に適合しないときは、当該採取計画を採取基準に適合するよう変更するものとする。この場合においては、第13条の規定にかかわらず、当該指定の日から30日以内に、規則で定めるところにより、変更後の採取計画を知事に届け出なければならない。

（採取の停止等の勧告）

第21条 知事は、急激な地下水の水位の低下、著しい濁水等が生じた場合において、制限地域を指定して採取基準を定めるいとまがないと認めるときは、届出事業者に対し、地下水の採取の停止又は制限を勧告することができる。

第6章 事業者等の相互協力

（協議会の設置）

第22条 事業者は、地下水の水位、水質等の調査及び水源の涵養に関する事業を実施し、並びに採取の適正化及び合理化を推進するために相互の連携及び協調を図ることを目的として、鳥取県持続可能な地下水利用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の事業）

第23条 協議会は、次の事業を実施するものとする。

- (1) 地下水の水位等の変動の観測及び水質の調査並びにこれらの結果の公表
- (2) 会員による水源の涵養を図るための森林整備活動の促進
- (3) 地下水の採取についての会員間の情報交換及び調整
- (4) 前3号に掲げるもののほか協議会の目的を達成するために必要と認める事業

2 協議会は、前項の事業の実施について、学識経験者及び関係機関の指導を受けるものとする。

（雑則）

第24条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会の規約で定める。

（県との関係）

第25条 知事は、協議会の運営について、必要と認める助言をし、又は事業計画その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 県は、協議会の運営に必要な経費の一部を予算の範囲内で助成することができる。

3 知事及び事業者は、第23条第1項の事業の実施について、協議会に対し必要な協力を行うものとする。

（研究の推進）

第26条 知事は、協議会の協力を得て、地下水を持続的に利用できる環境の保全に関する研究を行うものとする。

2 知事は、前項の研究を行うために必要な限度において、土地の所有者等に対し、土地の立入りその他の調査への協力を求めることができる。

第7章 雑則

（適用除外）

第27条 水道事業者等については、第2章から第4章までの規定は、適用しない。

2 八頭郡智頭町、西伯郡大山町及び日野郡の町の区域において行う地下水の採取については、第2章から第5章までの規定は、適用しない。

(町に対する資料の提出の要請)

第28条 知事は、前条第2項に規定する町の長に対し、当該町の区域内における地下水の採取の状況その他必要な事項について、資料の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項の規定による届出をしないで井戸により地下水を採取し、又は井戸から採取する地下水の量を増加した者

(2) 第11条第1項又は第17条第1項の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条又は第9条第1項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

(2) 第17条第2項の規定による命令に違反した者

(3) 第20条第2項後段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項又は第2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 井戸により地下水を採取しようとする者（水道事業者等を除く。）であってこの条例の施行の際現に井戸により地下水を採取しているものが現に採取している範囲内において第9条第1項各号に掲げる事項を記載した採取計画をこの条例の施行の日から60日以内に知事に届け出るときは、同条第2項、第11条及び第12条第1項の規定は、適用しない。

(検討)

3 知事は、平成30年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 条例により全ての解体等工事の前に義務付けられている石綿含有材料等の有無に関する調査が適切に行われないまま実施されてしまう不適正な解体等工事が見受けられることに対処するため、解体等工事を施工する者に対して、事前調査の結果の記録について、新たに保存を義務付けるとともに、記録の保存等を行わないで解体等工事を施工している者に対し、工事を一時停止し、調査の結果を報告する旨の勧告又は命令を行う等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 解体等工事を施工する者に対し、石綿含有材料等の有無に関する事前調査の結果の記録について、新たに、保存の義務を課す。 (2) 知事は、事前調査の結果の記録の保存等を行わないで解体等工事が施工されている場合、解体等工事を施工する者に対し、当該工事を一時停止し、調査の結果を知事に報告するよう勧告・命令することができることとする。 (3) (2)の命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。 (4) 石綿粉じん排出等作業の実施の届出の対象となる建設工事を規則で定める一定規模以上のものに限定する。 (5) その他所要の規定の整備を行う。 (6) 施行期日等 ア 施行期日は、平成25年1月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第5条）</u></p> <p><u>第2章 吹付け石綿が使用された建築物等の管理（第6条）</u></p> <p><u>第3章 解体等作業の事前調査（第6条の2—第6条の4）</u></p> <p><u>第4章 石綿粉じん排出等作業等の規制（第7条—第10条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第10条の2—第15条）</u></p> <p><u>第6章 罰則（第16条—第19条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、<u>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業に該当しないものをいう。</u></p> <p>（6） 略</p> <p>（事業者がとるべき措置等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事業者は、<u>規則で定めるところにより、石綿の粉じんを排出し、又は飛散させる作業を行う工場又は事業場の施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>（建築物等の所有者等がとるべき措置等）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、<u>その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿の粉じんが大気汚染の原因となるものをいう。</u></p> <p>（6） 略</p> <p>（事業者がとるべき措置等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事業者は、<u>その工場、作業場又は事業場の施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を、規則で定めるところにより、定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>（建築物等の所有者等がとるべき措置等）</p>

第5条 略

2 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして規則で定めるもの（多数の者が使用し、又は利用する部分に吹付け石綿が使用されているものに限る。以下「特定建築物等」という。）の所有者等は、規則で定めるところにより、当該特定建築物等における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

3 建築物等の所有者等は、第3条第1項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 吹付け石綿が使用された建築物等の管理

第6条 特定建築物等の所有者等は、当該特定建築物等に使用されている吹付け石綿について、石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止する措置を講じなければならない。

2 知事は、特定建築物等に使用されている吹付け石綿から石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれがあると認めるときは、当該特定建築物等の所有者等に対し、期限を定めて、それらを防止する措置を講ずるよう勧告することができる。

3 略

第3章 解体等作業の事前調査

(事前調査の実施)

第6条の2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事に係る建築物等における石綿含有材料等の使用の有無につい

第5条 略

2 所有者等は、第3条第1項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。

第6条 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅（賃貸の用に供されているものに限る。）等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして当該建築物の用途、延べ面積等により規則で定めるものの所有者等は、当該建築物のうち多数の者の利用に供する部分（以下「共用部分」という。）に吹付け石綿が使用されている場合にあっては、規則で定めるところにより、共用部分における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

2 知事は、共用部分に吹付け石綿が使用されている場合において、吹付け石綿に使用されている石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう勧告することができる。

3 略

(事前調査)

第6条の2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、あらかじめ、当該解体等工事に係る建築物等について、石綿含有材料等の使用の有無を目視、設計図書等に

て、あらかじめ目視、設計図書の確認、材料の分析等により調査し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2. この条例の規定の適用については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項又は第2項の規定による調査は、前項の規定による調査とみなす。

（事前調査結果の報告）

第6条の3 略

（解体等作業の一時停止等）

第6条の4 知事は、第6条の2第1項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。

2. 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

3. 知事は、前2項の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

第4章 石綿粉じん排出等作業等の規制

（石綿粉じん排出等作業の実施の届出）

第7条 石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散

より調査し、その結果を記録しておかなければならない。

2. 解体等工事を施工しようとする者は、前項の規定による調査を行ったにもかかわらず、当該建築物等について石綿含有材料等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿含有材料等の使用の有無を当該建築物等の材料の分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物等について、吹付け石綿が使用されていないことが明らかである場合において、他の石綿含有材料等が使用されているものとみなして、この条例及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

3. 解体等工事を施工しようとする者が石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項又は第2項の規定による調査を行った場合には、当該調査は、前2項の規定による調査とみなして、この条例の規定を適用する。

（事前調査結果の報告）

第6条の3 略

（石綿粉じん排出等作業の実施の届出）

第7条 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下

するおそれが高い石綿粉じん排出等作業として規則で定めるものを伴う建設工事（以下「届出対象工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 届出対象工事の場所

(3)～(7) 略

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3・4 略

(基準遵守義務)

第7条の2 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者は、当該石綿粉じん排出等作業について、飛散等防止基準を遵守しなければならない。

(石綿粉じん排出等作業に係る掲示)

第7条の3 略

2 略

3 前2項の規定は、法第18条の15第1項に規定する特定工事を施工する者について準用する。

(処理予定量等の届出等)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、届出対象工事又は同条第1項に規定する特定工事に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法（処理を委託する場合には、その相手方の名称、所在地等を含む。）

「特定工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 特定工事の場所

(3)～(7) 略

2 前項ただし書の場合において、当該特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3・4 略

(基準遵守義務)

第7条の2 特定工事を施工する者は、当該特定工事における石綿粉じん排出等作業について、飛散等防止基準を遵守しなければならない。

(石綿粉じん排出等作業に係る掲示)

第7条の3 略

2 略

(通報)

第9条の2 県民その他の者は、石綿粉じん排出等作業が、第7条第1項若しくは第2項若しくは法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出を行わず実施され、又は飛散等防止基準若しくは法第18条の14に規定する作業基準を遵守せず実施されていることを知ったときは、速やかに、その旨を知事に通報するよう努めるものとする。

(処理予定量等の届出等)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、石綿粉じん排出等作業により廃棄物として処理することとなる石綿含有材料等の種類、処理する量及び処理の方法（処理を委託する場合には、その相手方の名称、所在地等を含む。）

む。)を知事に届け出なければならない。

2 略

第5章 雑則

(通報)

第10条の2 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

(1) 第6条の2第1項の規定による調査の結果の記録の保存を行わないで解体等工事を施工していること。

(2) 第6条の3第1項の規定による報告を行わないで報告対象工事を施工していること。

(3) 第7条第1項又は法第18条の15第1項の規定による届出を行わないで届出対象工事又は同項に規定する特定工事を施工していること。

(4) 飛散等防止基準を遵守せずに石綿粉じん排出等作業を実施し、又は法第18条の14に規定する作業基準を遵守せずに法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業を実施していること。

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア・イ 略

ウ 略

エ 前条の規定による通報

(2) 第6条第2項、第6条の4第1項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の4第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。

(3) 略

2・3 略

に届け出なければならない。

2 略

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項及び第2項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、所有者等が所有し、管理し、若しくは占有している建築物等若しくは解体等工事が行われている土地若しくは建築物等に立ち入り、その建築物等の管理若しくは工事の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア・イ 略

ウ 第9条の2の規定による通報

エ 略

(2) 第6条第2項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告、又は同条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。

(3) 略

2・3 略

<p>(弁明の機会の付与)</p> <p>第13条 知事は、第6条第3項、第6条の4第3項又は第8条第3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ第6条第2項、第6条の4第1項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の4第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第13条 第7条及び第8条の規定は、法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業については、適用しない。</p>
<p>(規則への委任)</p> <p>第15条 略</p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第15条 略</p>
<p>第6章 罰則</p>	<p>(罰則)</p>
<p>第16条 略</p>	<p>第16条 略</p>
<p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第6条の4第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>(見直し)</p> <p>3 略</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>(見直し)</p> <p>3 略</p> <p>(検討)</p> <p>4 知事は、平成23年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例の規定により行われた調査、報告、届出その他の行為は、改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例の規定により行われる調査、報告、届出その他の行為とみなす。

条 例 名 等	鳥取県都市公園条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、県の条例において都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準、特定公園施設の設置基準(バリアフリー基準)を定めることとされたことに伴い、今回当該基準を定めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 都市公園は、県民が容易に利用することができるよう配置し、1の市町村の区域を超える広域の利用に供するという目的に応じて機能を十分に発揮することができる敷地面積とする。</p> <p>(2) 公園施設の建築物の建築面積の総計は、都市公園の安全性や機能性を考慮して原則として都市公園の敷地面積の100分の2以下とする。 ただし、公園施設のうち休養施設、教養施設、運動施設、重要文化財、屋根付広場等については、特例として建築面積の上限を敷地面積の100分の10以下とする。</p> <p>(3) 鳥取県福祉のまちづくり条例と同等の人に優しい公園施設となるよう高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める。</p> <p>(4) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(5) 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p>

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条・第1条の2）</u></p> <p><u>第2章 都市公園及び公園施設の設置基準（第1条の3—第1条の5）</u></p> <p><u>第3章 都市公園の管理（第2条—第22条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第23条・第24条）</u></p> <p><u>第5章 罰則（第25条—第27条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、鳥取県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第1条の2 この条例において「特定公園施設」とは、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。</u></p> <p><u>第2章 都市公園及び公園施設の設置基準</u></p> <p><u>（都市公園の設置基準）</u></p> <p>第1条の3 <u>都市公園は、県民が容易に利用することができるように配置するものとする。</u></p> <p><u>2 都市公園の規模は、1の市町村の区域を超える広域の利用に供するという目的に応じて機能を十分に発揮することができる敷地面積とする。</u></p> <p><u>（公園施設の設置基準）</u></p> <p>第1条の4 <u>法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。</u></p> <p><u>2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、別表第1の左欄に掲げる建築物に限り、当該建築物</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、鳥取県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）の<u>管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める割合を超えないこととする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準)

第1条の5 バリアフリー法第13条第1項の特定公園施設の設置に関する条例で定める基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、別表第2の基準によらないことができる。

第3章 都市公園の管理

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、別表第3に掲げる公園(以下「指定管理者管理公園」という。)ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定管理者管理公園の管理に関する業務(次に掲げる業務を除く。)を行わせるものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項)

第12条 法第5条第1項及び法第6条第2項の条例で定める事項は、別表第4のとおりとする。

(使用料)

第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者(法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。)又は第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第5に定める額の使用料を徴収する。

2・3 略

(届出)

第22条 略

第4章 雑則

(規則への委任)

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、別表第1に掲げる公園(以下「指定管理者管理公園」という。)ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定管理者管理公園の管理に関する業務(次に掲げる業務を除く。)を行わせるものとする。

(1)～(3) 略

2 略

(公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項)

第12条 法第5条第1項及び法第6条第2項の条例で定める事項は、別表第2のとおりとする。

(使用料)

第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者(法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。)又は第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第3に定める額の使用料を徴収する。

2・3 略

(届出)

第22条 略

(規則への委任)

第24条 略	第24条 略
第5章 罰則	(罰則)
第25条 略	第25条 略
別表第3 (第3条関係) 略	別表第1 (第3条関係) 略
別表第4 (第12条関係) 略	別表第2 (第12条関係) 略
別表第5 (第14条関係) 略	別表第3 (第14条関係) 略

第2条 鳥取県都市公園条例の一部を次のように改正する。

附則の次に次の2表を加える。

別表第1 (第1条の4関係)

区 分	割 合
1 次に掲げる公園施設である建築物 (1) 法第2条第2項第3号に規定する休養施設 (2) 法第2条第2項第5号に規定する運動施設 (3) 法第2条第2項第6号に規定する教養施設 (4) 災害応急対策に必要な食糧、医薬品その他の物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設 (5) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場及び壁を有しない休憩所	100分の10
2 3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物(1の項に規定する建築物を除く。)	100分の2

別表第2 (第1条の5関係)

1 園路及び広場

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープ(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120センチメートル以上とすることができる。

イ 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由

によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。

- ウ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
 - オ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - ウ 階段の上端及び下端に近接する部分には、視覚障がい者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。
 - エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - オ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - カ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
 - キ 両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、スロープを併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりスロープを設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機で高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したのもをもってこれに代えることができる。
- (5) 階段若しくは段に代え、又はこれに併設するスロープは、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
 - ウ 横断勾配は、設けないこと。
 - エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - オ 高さが75センチメートルを超えるスロープにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
 - カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - キ スロープの上端及び下端に近接する部分には、視覚障がい者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロックを敷設すること。
 - ク 両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック及び線状ブロック（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (7) 2の項から6の項までに定める基準に適合した特定公園施設及び主要な公園施設に接続していること。

(8) (1)から(7)までに定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号)第19条の規定に適合するものであること。

2 屋根付広場

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ 車いす使用者が通過する際支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

3 休憩所及び管理事務所

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ 車いす使用者が通過する際支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。

ウ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は5の項に定める基準に適合するものであること。

4 駐車場

(1) 専ら自動二輪車(側車付きのものを除く。)のための駐車場を除き、駐車場の全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けること。

(2) 車いす使用者駐車施設は、幅は350センチメートル以上とし、当該施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

5 便所

(1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(2) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。

ウ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けていることを表示する標識を設けていること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。

(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。

(4) 1以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障がい者等が容易に使用できる方式の水栓(以下「特定水栓」という。)を設けること。

(5) ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を1以上設けるとともに、当該便房の出入口にその旨を表示する標識を設けること。

(6) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した次に掲げる基準に適合した構造を有する便房を1以上設けること。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。

(エ) 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。

イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。

ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。

エ くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。

オ 洗面器又は手洗器に特定水栓を設けること。

(7) 男子用小便器を設ける場合は、床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器には手すりを設けること。

(8) (1)から(7)までに定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例第17条の規定に適合するものであること。

6 水飲場及び手洗場

(1) 車いす使用者が接近できるよう、奥行き150センチメートル以上、幅150センチメートル以上の水平部分を設けること。

(2) 水栓までの高さは80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上奥行き45センチメートル以上のスペースを確保すること。

(3) 特定水栓を設けること。

7 掲示板及び標識

(1) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 表示された内容が容易に識別できるものであること。

(3) 園路又は広場の出入口の付近には、1の項から6の項までに定める基準に適合した特定公園施設の配置を表示した標識を設けること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 公衆浴場の入浴者及び旅館の宿泊者の衛生確保を図るため、浴槽水の水質検査の結果の知事への届出の義務化等事業者が講ずべき必要な措置の基準について見直しを行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正</p> <p>ア 浴槽水等の水質検査を行った場合において、水質基準に適合しなかったときに限られていた知事への届出を、水質検査の結果にかかわらず届け出るよう改めるとともに、検査結果の記録を3年間施設に保管することとする。</p> <p>イ 浴槽水を消毒するときは、塩素系薬剤又はそれと同等以上の効果のある方法により行うこととする。</p> <p>ウ 循環させ、ろ過して再利用する浴槽水以外でも、イの措置を講じている浴槽水に限り、1週間に1回以上の交換及び浴槽の清掃でよいこととする。</p> <p>エ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(2) 鳥取県旅館業法施行条例の一部改正 旅館の浴室について(1)と同様の措置を講ずる。</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、公布の日から起算して1月を経過した日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正)

第1条 鳥取県公衆浴場法施行条例(昭和32年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>一般公衆浴場</u> 日常生活において保健衛生上必要な入浴をさせる公衆浴場をいう。</p> <p>(2) <u>原湯</u> 浴槽内に注入される湯のうち浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。)を再利用しないものをいう。</p> <p>(3) <u>原水</u> 原湯に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽内に注入される水のうち浴槽水を再利用しないものをいう。</p> <p>(4) <u>あがり湯</u> 洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。</p> <p>(5) <u>あがり水</u> 洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。</p> <p>(6) <u>水道水</u> 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。</p> <p>(7) <u>連日使用浴槽水</u> 浴槽水を循環させ、及びろ過して再利用する浴槽水(毎日、原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例において「<u>一般公衆浴場</u>」とは、日常生活において保健衛生上必要な入浴をさせる公衆浴場をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>その他の公衆浴場</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する公衆浴場をいう。</p> <p>(1) <u>1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場で次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>蒸気、熱気その他湯以外のものを使用して入浴させるもの</u></p> <p>イ <u>アに掲げるもののほか、娯楽、保養その他日常生活における保健衛生以外の目的で入浴させるもの</u></p> <p>(2) <u>個室を設けて、又は浴室を専用させて入浴させる公衆浴場(次号に規定する公衆浴場を除く。)</u></p> <p>(3) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に該当する営業に係る公衆浴場</u></p>

(一般公衆浴場の措置の基準)

第3条 一般公衆浴場の営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 原湯、原水、あがり湯及びあがり水(水道水を使用するものを除く。次号において同じ。)並びに浴槽水は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理し、次号の水質検査の結果が当該水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講ずること。

(9) 原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びに浴槽水(入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)は、次に掲げるところにより水質検査を行い、その結果及び前号の規定により講じた措置の内容を速やかに知事に届け出るとともに、その結果の記録を検査の日から3年間当該施設に保管すること。

ア 原湯、原水、あがり湯及びあがり水は、1年に1回以上

イ 浴槽水は、浴槽ごとに、連日使用浴槽水にあつては1年に2回以上、それ以外の浴槽水にあつては1年に1回以上

(10)・(11) 略

(12) 次に掲げるところにより、浴槽水を原湯及び原水のみを使用して完全に交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉が浴槽内に自噴している浴槽水にあつては、完全に交換することを要しない。

ア 連日使用浴槽水は、1週間に1回以上

イ 連日使用浴槽水以外の浴槽水は、1日1回(第15号に掲げる消毒を実施している場合にあつては、1週間に1回)以上

(一般公衆浴場の措置の基準)

第3条 一般公衆浴場の営業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用した原湯(浴槽内の湯を再利用せずに浴槽内に直接注入される湯をいう。以下同じ。)、原水(原湯に用いる水及び浴槽内の湯の温度を調整する目的で浴槽内の水を再利用せずに浴槽内に直接注入される水をいう。以下同じ。)、あがり湯(洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。以下同じ。)及びあがり水(洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理すること。

(9) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びにろ過していない浴槽水及び再利用せずに毎日完全に新たなものに交換している浴槽水(入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)にあつては1年に1回以上、連日使用浴槽水(24時間以上完全に新たなものに交換しないで循環させ、及びろ過している浴槽水をいう。以下同じ。)にあつては1年に2回以上水質検査を行い、前号の水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、その旨を知事に届け出ること。

(10)・(11) 略

(12) 毎日(連日使用浴槽水にあつては、1週間に1回以上)、浴槽水を再利用せずに完全に新たなものに交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉の源泉が直接浴槽内にある浴槽にあつては、この限りでない。

(13)・(14) 略

(15) 浴槽水を消毒するときは、次のいずれかの方法により行うこと。

ア 塩素系薬剤を使用し、入浴時の遊離残留塩素濃度を1リットル当たり0.2ミリグラムから0.4ミリグラムまでに保つ方法

イ 消毒の効果がアに掲げる方法と同等以上であると知事が認める方法

(16) 第10号、第12号、第13号及び前号に掲げる清掃及び消毒の実施状況を点検表に記録するとともに、当該点検表を記録の日から3年間当該施設に保管すること。

(一般公衆浴場以外の公衆浴場の措置の基準)

第4条 蒸気、熱気その他の湯以外のものを使用して1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) 略

2 娯楽、保養その他の日常生活における保健衛生以外の目的で1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及び第5号から第16号までに掲げる措置を講じなければならない。

3 個室を設けて、又は浴室を専用させて入浴させる公衆浴場（次項に規定する公衆浴場を除く。）の営業者は、前条第1号、第5号、第6号及び第8号から第16号までに掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) 略

4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係る公衆浴場の営業者は、前条第1号、第5号、第6号及び第8号から第16号まで並びに前項各号に掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(6) 略

(13)・(14) 略

(15) 第8号から前号までに掲げる事項について点検表を作成して点検を行い、当該点検表を点検の日から3年以上保管すること。

(その他の公衆浴場の措置の基準)

第4条 第1条の2第2項第1号アに掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) 略

2 第1条の2第2項第1号イに掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに掲げる措置を講じなければならない。

3 第1条の2第2項第2号に掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号、第5号、第6号及び第8号から第15号までに掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) 略

4 第1条の2第2項第3号に掲げるその他の公衆浴場の営業者は、前条第1号、第5号、第6号及び第8号から第15号まで並びに前項各号に掲げる措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(6) 略

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県旅館業法施行条例（昭和33年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(目的)

第1条 略

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 原湯 浴槽内に注入される湯のうち浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を再利用しないものをいう。

(2) 原水 原湯に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽内に注入される水のうち浴槽水を再利用しないものをいう。

(3) あがり湯 洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。

(4) あがり水 洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。

(5) 水道水 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。

(6) 連日使用浴槽水 浴槽水を循環させ、及び経過して再利用する浴槽水（毎日、原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。）をいう。

(浴室の衛生に必要な措置)

第6条 浴室については、次の措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 原湯、原水、あがり湯及びあがり水（水道水を使用するものを除く。次号において同じ。）並びに浴槽水は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理し、次号の水質検査の結果が当該水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講ずること。

(3) 原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びに浴槽水（入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して

(目的)

第1条 略

(浴室の衛生に必要な措置)

第6条 浴室については、次の措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用した原湯（浴槽内の湯を再利用せずに浴槽内に直接注入される湯をいう。以下同じ。）、原水（原湯に用いる水及び浴槽内の湯の温度を調整する目的で浴槽内の水を再利用せずに浴槽内に直接注入される水をいう。以下同じ。）、あがり湯（洗い場に備えられた湯栓又はシャワーから供給される湯をいう。以下同じ。）及びあがり水（洗い場に備えられた水栓又はシャワーから供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、知事が別に定める水質基準に適合するよう水質を管理すること。

(3) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びに経過していない浴槽水及

完全に交換するものを除く。)は、次に掲げるところにより水質検査を行い、その結果及び前号の規定により講じた措置の内容を速やかに知事に届け出るとともに、その結果の記録を検査の日から3年間当該施設に保管すること。

ア 原湯、原水、あがり湯及びあがり水は、1年に1回以上

イ 浴槽水は、浴槽ごとに、連日使用浴槽水にあっては1年に2回以上、それ以外の浴槽水にあっては1年に1回以上

(4)・(5) 略

(6) 次に掲げるところにより、浴槽水を原湯及び原水のみを使用して完全に交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉が浴槽内に自噴している浴槽水にあっては、完全に交換することを要しない。

ア 連日使用浴槽水は、1週間に1回以上

イ 連日使用浴槽水以外の浴槽水は、1日1回(第9号に掲げる消毒を実施している場合にあっては、1週間に1回)以上

(7)・(8) 略

(9) 浴槽水を消毒するときは、次のいずれかの方法により行うこと。

ア 塩素系薬剤を使用し、入浴時の遊離残留塩素濃度を1リットル当たり0.2ミリグラムから0.4ミリグラムまでに保つ方法

イ 消毒の効果がアに掲げる方法と同等以上であると知事が認める方法

(10) 第4号、第6号、第7号及び前号に掲げる清掃及び消毒の実施状況を点検表に記録するとともに、当該点検表を記録の日から3年間当該施設に保管すること。

び再利用せずに毎日完全に新たなものに交換している浴槽水(入浴者ごとに原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く。)にあっては1年に1回以上、連日使用浴槽水(24時間以上完全に新たなものに交換しないで循環させ、及びろ過している浴槽水をいう。以下同じ。)にあっては1年に2回以上水質検査を行い、前号の水質基準に適合しない場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、その旨を知事に届け出ること。

(4)・(5) 略

(6) 毎日(連日使用浴槽水にあっては、1週間に1回以上)、浴槽水を再利用せずに完全に新たなものに交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉の源泉が直接浴槽内にある浴槽にあっては、この限りでない。

(7)・(8) 略

(9) 前各号に掲げる事項について点検表を作成して点検を行い、当該点検表を点検の日から3年以上保管すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

(鳥取県公衆浴場法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の鳥取県公衆浴場法施行条例第3条第9号の規定は、この条例の施行の日以後に行う同号の水質検査から適用する。

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正後の鳥取県旅館業法施行条例第6条第3号の規定は、この条例の施行の日以後に行う同号の水質検査から適用する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 食品衛生法施行令の一部が改正され、都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準が条例に委任されたことに伴い、本県の実情等を勘案してこれらの基準を定める。</p> <p>2 概要 (1) 食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。 ア 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けること。 イ 食品、添加物、器具又は容器包装の検査又は試験のために必要な規則で定める機械及び器具を備えること。</p> <p>(2) 食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、食品、添加物、器具又は容器包装の検査又は試験を実施することができる職員及び当該検査又は試験の実施について責任を負う職員を置くこととする。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営業施設 政令第35条各号に規定する営業に係る施設（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車を食品の製造又は販売の用に供する場合は、当該自動車を含む。）をいう。</p> <p><u>(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)</u></p> <p>第2条の2 <u>政令第8条第1項の条例で定める食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けること。</u></p> <p><u>(2) 食品、添加物、器具又は容器包装の検査又は試験のために必要な規則で定める機械及び器具を備えること。</u></p> <p><u>2 政令第8条第1項の条例で定める食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、食品、添加物、器具又は容器包装の検査又は試験を実施することができる職員及び当該検査又は試験の実施について責任を負う職員を置くこととする。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、法、<u>政令及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1～3 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営業施設 <u>食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）</u>第35条各号に規定する営業に係る施設（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車を食品の製造又は販売の用に供する場合は、当該自動車を含む。）をいう。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1～3 略</p>

<p>4 牛又は馬の肉等の生食による食中毒の危険性の周知</p> <p>加熱されていない牛又は馬の肉又は内臓を提供し、又は販売する営業者は、次に掲げる事項を施設内の見やすい<u>箇所</u>に表示すること。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>4 牛又は馬の肉等の生食による食中毒の危険性の周知</p> <p>加熱されていない牛又は馬の肉又は内臓を提供し、又は販売する営業者は、次に掲げる事項を施設内の見やすい<u>場所</u>に掲示すること。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
---	---

附 則
この条例は、公布日から施行する。

条例名等	鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 竜巻、集中豪雨などの局地的な自然災害が被災者住宅再建支援制度の対象となることを明確にし、災害発生時に迅速に被災者住宅再建支援金を交付することができるよう所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 被災者住宅再建支援金の交付対象とする自然災害の要件に次のものを加える。 ア 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 イ 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害 (2) 自然災害の要件である住宅が全壊した世帯の数の算定に当たっては、2の大規模半壊又は半壊をもって1の世帯の住宅の全壊とみなす。 (3) その他所要の規定の整備を行う。 (4) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自然災害 <u>被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村（第11条第1項の規定による参加の申込みをした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。</u></p> <p>ア <u>県内において10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</u></p> <p>イ <u>1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</u></p> <p>ウ <u>1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の崩壊を招くおそれのある被害が発生した自然災害</u></p> <p>(2) 被災者住宅再建支援金 <u>被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について被災者住宅再建支援金の交付を申請する者に限る。以下「交付対象者」という。）に対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。</u></p> <p>(3) 全壊世帯 <u>自然災害により被害を受けた世帯</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自然災害 <u>自然現象（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然現象をいう。以下同じ。）により生ずる被害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村（第11条第1項の規定による参加の申込みをした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。</u></p> <p>ア <u>県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの</u></p> <p>イ <u>世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の崩壊又は被災地域の所在する市町村（以下「被災市町村」という。）の著しい財政悪化を招くおそれのあるもの</u></p> <p>(2) 被災者住宅再建支援金 <u>被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる世帯の世帯主（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について被災者住宅再建支援金の交付を申請する者に限る。以下「交付対象者」という。）に対して交付する、同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。</u></p> <p>(3) 全壊世帯 <u>自然災害（自然災害のうち法第2</u></p>

であつて、次に掲げるものをいう。

ア～ウ 略

(4)・(5) 略

2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合に
おいては、2の大規模半壊世帯又は半壊世帯をもつ
て1の世帯の住宅の全壊とみなす。

条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号に
おいて同じ。)により被害を受けた世帯であつ
て、次に掲げるものをいう。

ア～ウ 略

(4)・(5) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等	鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について
提出理由及び概要	<p>1 廃止理由 施設の老朽化によって全ての特別県営住宅を廃止することに伴い、鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例は、廃止する。 (2) 施行期日は、公布日とする。 (3) 鳥取県住民基本台帳法施行条例について、所要の規定の整備を行う。</p>

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

2 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（14） 略</p> <p>（15） 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）による同条例第6条第2項の決定又は同条例第9条の5第3項若しくは第19条第3項の意見の申出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>（16）～（22） 略</p>	<p>（本人確認情報を利用することができる事務）</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（14） 略</p> <p>（15） 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）による同条例第6条第2項の決定若しくは同条例第9条の5第3項の意見の申出（鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）第8条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第3項の意見の申出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>（16）～（22） 略</p>

件名	債務の免除(財団法人鳥取県環境管理事業センター運営資金貸付金等償還額の減額)について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 債務の免除について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 債務免除の内容 財団法人鳥取県環境管理事業センター(以下、「センター」という。)に対して県が貸し付けている運営資金貸付金等(以下、「貸付金」という。)について、センターが基本財産を取り崩して県に償還する金額との差額に係る債務を免除するものである。</p> <p>(2) 債務免除する金額 120,000,000円(貸付総額:258,091,788円)</p> <p>(3) 相手方 鳥取市東町一丁目271番地 財団法人鳥取県環境管理事業センター</p> <p>(4) 理由 産業廃棄物最終処分場(以下、「最終処分場」という。)は、本県の健全な産業活動にとって必要不可欠な産業基盤であるが、地域住民の環境意識の高まりに加えて、景気の低迷により、民間事業者の自己努力のみでは整備が困難な状況にある。 このため、平成6年に県、市町村、民間団体及び事業者の共同出資によりセンターが設立され、センターは、2度にわたる建設計画の断念を経て、ようやく平成24年2月に民間事業者を事業主体とし、センターが公共関与する事業提携方式で、最終処分場を整備する方針(以下、「整備方針」という。)を公表するに至った。 この整備方針では、これまでの経過を踏まえ、最終処分場は地域の信頼と処分場の安全性の確保が何よりも重要であることから、民間事業者による適正な運営に加えて、公共性を加味した安全・安心な運営体制を目指すこととし、センターは公共関与として、搬入される廃棄物の事前審査を担うこととされている。 最終処分場の確保により産業廃棄物を適正に処理していくことは、産業活動の円滑な進展と本県の恵まれた環境を保全する上で極めて重要な課題であり、これを担うセンターの業務には県と密接不可分な部分もあることから、県もセンターの運営に対して財政支援や職員を派遣するなど、積極的に関与してきたところである。 このため、現在、センターは県の貸付金により債務超過の状況にあるが、センターが地域の信頼を得ながら公的使命を果たし、環境保全に配慮した公共関与による最終処分場を実現していくためには、債務を整理した上でセンターを持続可能な経営により存続させていく必要がある。そのための措置として、貸付金258,091,788円のうち、センターには基本財産を可能な限り取り崩して138,091,788円を県に一括償還させることとし、県は残りの債務120,000,000円(県派遣職員の人件費相当額)の弁済を免除することにより、県に対する債務を整理するものである。 なお、センターは法人としての公的な信用力を一層高めるため、平成25年4月を目途に公益財団法人への移行を目指しており、その要件の一つとして健全な財務状況とすることが求められている。</p>

<p>区分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (5) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成24年7月30日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 県営住宅の入居者に対する県営住宅の明渡し等の請求に係る訴訟の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成24年7月30日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 相手方 県営住宅入居者 1名</p> <p>(2) 請求の要旨 県営住宅入居者に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者に対し、当該県営住宅に係る未納の家賃及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて、当該県営住宅の明渡し並びに未納の家賃及び損害賠償金の支払について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年8月14日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年8月14日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県は、人身損害に対する損害賠償金706,366円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成23年11月9日</p> <p>イ 事故発生場所 西伯郡大山町赤坂地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県生活環境部衛生環境研究所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、和解の相手方が負傷したものである。</p>